

## 消費税率引き上げに伴う水道料金変更のお知らせ

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、水道料金を変更させていただきます。今回の水道料金変更は、消費税の引上げ分のみです。

みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

\* 《参考》一ヶ月あたり水道料金（税込）の比較

・口径13mm・家庭用の場合

使用水量	10 m <sup>3</sup> まで	15 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>
変更前料金 (税率：8%)	1,390 円	2,250 円	3,120 円	4,840 円	9,380 円
変更後料金 (税率：10%)	1,410 円	2,290 円	3,170 円	4,930 円	9,550 円

・口径20mm・家庭用の場合

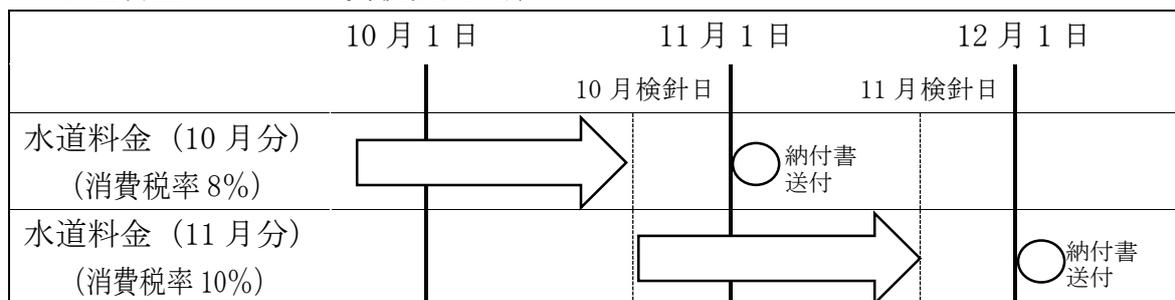
使用水量	10 m <sup>3</sup> まで	15 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>
変更前料金 (税率：8%)	1,430 円	2,300 円	3,160 円	4,890 円	9,420 円
変更後料金 (税率：10%)	1,460 円	2,340 円	3,220 円	4,980 円	9,600 円

### ●水道料金の変更は11月分から

消費税法の経過措置に基づき、令和元年9月30日以前から水道を使用していて、10月1日以降も継続して使用いただく方は、11月分の水道料金から新税率(10%)の適用となります。

ただし、令和元年10月1日以降、新たに使用開始する方の料金については、10月分の水道料金から新税率(10%)の適用となります。

\*水道料金にかかる消費税変更時期のイメージ



【問合せ先】 紀宝町役場環境衛生課 TEL 0735-33-0343

## 改定後の水道料金表

水量による料金

メーター使用料 ※3

用途	料金				口径	金額
	基本水量	基本料金 ※1	従量料金 ※2 (超過 1 m <sup>3</sup> につき)		13 mm	50 円
家事用	10 m <sup>3</sup> まで	1,240 円	11 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	160 円	20 mm	90 円
			31 m <sup>3</sup> 以上	210 円	25 mm	100 円
官公署・学校・ 病院等	20 m <sup>3</sup> まで	2,900 円	21 m <sup>3</sup> ～40 m <sup>3</sup>	180 円	40 mm	250 円
			41 m <sup>3</sup> 以上	230 円	50 mm	700 円
会社・工場・ 営業用	20 m <sup>3</sup> まで	3,370 円	21 m <sup>3</sup> ～40 m <sup>3</sup>	220 円		
			41 m <sup>3</sup> 以上	240 円		

水道料金の計算方法

○水道料金は次のようになっています。

$$\text{水道料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金} + \text{メーター使用料} + \text{消費税}$$

### ※1 【基本料金】

水を供給するために必要な原価。用途別ごとに料金を設定しています。

### ※2 【従量料金】

使用した水の料金。水量区分によって 1 m<sup>3</sup>あたりの単価を設定しています。

### ※3 【メーター使用料】

口径別に料金を設定しています。

例えば、家事用の口径 20mm で、1 ヶ月 32 m<sup>3</sup>の水を使った場合は、下記の金額になります。

① 基本料金 (10 m <sup>3</sup> まで)	1,240 円
② 従量料金 (11～30 m <sup>3</sup> ) 160 円 × 20 m <sup>3</sup>	3,200 円
従量料金 (31～32 m <sup>3</sup> ) 210 円 × 2 m <sup>3</sup>	420 円
③ メーター使用料	90 円
消費税 (①+②+③の 10%)	495 円
	5,440 円 (10 円未満は数切り捨て)